2－2　後期高齢者医療の障害認定を受けたとき・受けなくなったとき

65 歳以上 75 歳未満の人で、一定の障害状態にあり、市区町村等で認定を受け、後期高齢者医療の対象になり、後期高齢者医療制度に加入したときは、当組合での資格を失うことになります。被保険者のときは「被保険者資格喪失届」、被扶養者のときは「被扶養者削除届」に後期高齢者の被保険者に取得したことがわかるものの写しを添付して提出してください。

上記の障害認定により後期高齢者医療の対象になった人が、この原因となった傷病が治って、後期高齢者医療に該当しなくなった場合は、被保険者のときは「被保険者資格取得届」、被扶養者のときは「被扶養者登録申請書」に「資格喪失証明書」を添付して申請してください。被扶養者の登録にあたっては、その他にも生計維持関係の確認のため、状況に応じて必要になる書類がありますので、事前に当組合にご確認ください。

(1)提出期日

○後期高齢者医療被保険者又は「喪失証明書」が交付されたらすみやかに

(2)記入上のポイント

○被保険者（本人）が後期高齢者医療制度に加入したとき
「被保険者資格喪失届」の資格喪失原因の欄は「障害認定」を選択してください。

○被扶養者（家族）が後期高齢者医療制度に加入したとき
「被扶養者取消届」の扶養しなくなった理由の欄に「後期高齢者障害認定該当」と記入してください。

○被保険者（本人）が後期高齢者医療制度に該当しなくなったとき
「被保険者資格取得届」の旧記号番号の欄に「後期高齢者障害認定不該当」と記入してください。

○被扶養者（家族）が後期高齢者医療制度に該当しなくなったとき
「被扶養者登録申請書」の扶養しはじめた理由の欄に「後期高齢者障害認定不該当」と記入してください。